

○岡山市消費者教育推進地域協議会設置条例

平成29年6月28日

条例第36号

(設置)

第1条 本市の区域における消費者教育（消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する消費者教育をいう。以下同じ。）を推進するため、法第20条第1項の規定に基づき、岡山市消費者教育推進地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して協議会の委員相互の情報の交換及び調整を行うこと。
- (2) 岡山市消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消費者教育の推進に関し、市長が必要と認める事務

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 消費者及び消費者団体に属する者
- (2) 事業者及び事業者団体に属する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 教育関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱され、又は任命されるまで

引き続きその職務を行うものとする。

(会長等)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。